

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地域ボランティア活動への従事など地域貢献・社会貢献、定年退職後の人生設計のための準備または加齢による諸事情への対応など、高齢者職員の多様な働き方のニーズに応えるため、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第 2 条 理事長は、年齢 60 歳に達した職員（公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第 2 条第 2 項に定める「教員」および同規則第 3 条各号に定める職員を除く。）が申請した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、本規程の定めるところにより、年齢 60 歳に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員就業規則第 20 条第 2 号に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1 週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。

- 2 高齢者部分休業の承認は、1 週間を通じて当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で理事長が定める時間を上限とし、理事長が別に定める時間を単位として行うものとする。
- 3 理事長は、職員が年齢 60 歳に達した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業の承認をすることができる。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第 3 条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第 20 条第 1 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、職員給与規程第 24 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(退職手当の取扱い)

第 4 条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて 1 週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の 2 分の 1 に相当する期間を公立大学法人滋賀県立大学職員退職手当規程（以下「職員退職手当規程」という。）第 10 条第 1 項から第 5 項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合における同条第 6 項の規定の適用については、同条第 6 項中「前各項」とあるのは「前各項および公立大学法人滋賀県立大学高齢者部分休業に関する規程第 4 条」とする。

(承認の取消または休業時間の短縮)

第5条 理事長は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき、または高齢者部分休業をしている職員から申出があった場合は、高齢者部分休業の承認を取り消し、または休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。次条において同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第6条 理事長は、高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で業務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。